秋田県高等学校PTA連合会委員会規程

(総 則)

第 1 条 秋田県高等学校PTA連合会(以下「本会」という。)会則第14条に定める委員会の構成 および運営は、この規程による。

(委員会の任務)

- 第 2 条 委員会は理事会から諮問された事項の調査研究にあたり、理事会に答申する。
 - 2 委員会は、本会の活動推進にかかわる重要事項について、理事会に建議することができる。

(委員会の所掌事項)

第 3 条

- (1) 総務委員会
 - ① 本会の会則・諸規程など会の運営に関すること。
 - ② 事業計画・諸報告及び予算・決算並びに負担金などに関すること。
 - ③ 他の委員会の所掌に属さないこと。
- (2) 健全育成委員会
 - ① 校外生活指導に関すること。
 - ② 交通安全指導に関すること。
 - ③ 地域環境改善に関すること。
 - ④ 社会参加活動に関すること。
 - ⑤ その他、高校生の健全育成に関すること。
- (3) 進路対策委員会
 - ① 高校生の進学指導に関すること。
 - ② 高校生の就職に関すること。
 - ③ その他、高校生の進路対策に関すること。
- (4) 調査広報委員会
 - ① 高校PTAの在り方に関すること。
 - ② 調査・広報活動の推進・強化に関すること。
 - ③ その他、必要な調査・広報に関すること。
- (5) 母親委員会
 - ① 家庭教育に関すること。
 - ② 母親としての実践活動の調査研究に関すること。

(委員会の構成)

第 4 条 委員会は各高等学校PTA会長(又は代理者)及び本会事務局をもって構成し、必要に 応じて高校長協会へ委員の推薦を依頼する。

> ただし、母親委員会の委員は、各高等学校PTA役員の中から、各地区協議会長が 推薦した委員をもってあてる。

2 各委員会に、それぞれ委員長1名及び副委員長2名を置く。

(委員長・副委員長の選任及び任期)

- 第 5 条 委員長には副会長があたり、副委員長は委員の互選による。
 - 2 委員長・副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 3 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長の任務)

- 第 6 条 委員長は、委員会を代表し、委員会の議長となる。
 - 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 委員長・副委員長は、委員会開催に関する計画について、あらかじめ会長の承認を得なければばならない。
 - 4 委員会は委員長が招集する。

(委員会の運営)

- 第 7 条 委員会は出席委員によって構成し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、可否 同数のときは、議長が決定する。
 - 2 委員会が委員会規程第2条による答申を行うときは、速やかに会議の経過及び結果を 書面をもって理事会に報告しなければならない。
 - 3 委員会が必要と認めるときは、学識経験者等を委員会に招へいし、参考意見を聴くこと ができる。

(東北地区高等学校PTA連合会委員会委員の推薦)

- 第 8 条 各委員会は東北地区高等学校PTA連合会の委員会委員を、それぞれ1名推薦する。 ただし、母親委員会を除く。
- 付 則 昭和 63 年 1 月 20 日 制定

昭和 63 年 1 月 20 日 施行

平成元年4月27日一部改正

平成 2年6月8日一部改正

平成 3年9月18日一部改正

平成10年1月22日一部改正

平成15年5月27日一部改正

平成25年4月24日一部改正